

兵庫県廃棄物処理計画

平成14年3月

持続可能な
循環型社会の
実現を目指して

兵 庫 県

環境の世紀と言われる21世紀を迎えた今、私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄というライフスタイルや社会経済システムを見直し、自然との共生を図り、持続的に発展ができる「循環型社会」の実現をめざしていかなければなりません。

地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類社会の存続と密接に関係する地球規模での環境問題が深刻化しています。なかでも、廃棄物に関しては、不法投棄やダイオキシンをはじめ、社会問題化する場合が多く、その減量やリサイクルが緊急の課題です。

兵庫県では、県政の推進にあたり県民の参画と協働のもと、「21世紀兵庫長期ビジョン」を策定しました。その基本方向として、実現をめざす社会像の一つが「環境優先社会」としています。これを受けて持続可能な循環型社会の構築をめざす「ひょうご循環社会ビジョン」を策定しました。

新たに策定した「兵庫県廃棄物処理計画」は、この「ひょうご循環社会ビジョン」の実施計画として、また、今後の廃棄物行政を推進するための行政計画として位置づけるものです。

この計画では、廃棄物の発生を抑制(reduce)し、製品・部品としての再使用(reuse)や再資源化(recycle)を進め、不必要なものの受け取りを拒絶(refuse)し、修理して使用(repair)するという、「5R生活」を推進するとともに、廃棄物の適正処理を進めることを基本方針としています。

廃棄物の最終処分量の半減をめざして計画を推進することとしていますが、この目標を達成するためには、県民、市町、事業者等、あらゆる主体の参画と協働が不可欠です。

持続可能な循環型社会の実現をめざして、皆様一人ひとりのご理解と一層の“参画と協働”を心から願ってやみません。

平成14年3月

兵庫県知事 井戸 敏三

【目次】

第1章 廃棄物処理計画の趣旨、位置づけ及び性格	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ、性格及び目標年次	2
第2章 一般廃棄物の現状と課題	4
第1節 ごみの排出状況	4
第2節 ごみの処理状況	5
第3節 ごみの排出量等の将来見込み	10
第4節 ごみ処理広域化の状況	11
第5節 し尿の排出及び処理状況	13
第6節 一般廃棄物処理の課題	14
第3章 産業廃棄物の現状と課題	18
第1節 産業廃棄物の排出等の状況	18
第2節 特別管理産業廃棄物の処理状況	27
第3節 産業廃棄物処理施設等の状況	28
第4節 不適正処理の状況	31
第5節 産業廃棄物の排出量等の将来見込み	33
第6節 産業廃棄物処理の課題	39
第4章 基本方針及び計画の目標	42
第1節 基本方針	43
第2節 減量化の目標	47
第3節 適正処理の目標	52
第5章 計画推進のための施策	54
第1節 廃棄物発生抑制及びリサイクルのための施策	54
第2節 廃棄物の適正処理推進のための施策	59
第3節 災害廃棄物処理計画	63
第4節 関係者の役割分担	65
第6章 計画の推進	72
第1節 目標値の進行管理	72
第2節 計画の推進体制	72
資料編	74

資－①：用語集	74
資－②：審議会の開催状況、委員名簿	77
資－③：廃棄物の体系	79
資－④：国の基本方針	80
(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)	
資－⑤：産業廃棄物現況詳細数値	92
資－⑥：一般廃棄物排出量の将来見込み	111
資－⑦：産業廃棄物排出量の将来見込み	116
資－⑧：兵庫循環社会ビジョン概要版	119
資－⑨：兵庫県地域防災計画での廃棄物対策の概要	137
資－⑩：循環型社会形成のための法制度	139
資－⑪：使用済自動車の再資源化等に関する法律案(仮称)の概念図	155
資－⑫：P C B特別措置法の体系	156

【 図表一覧 】

図 1-1	本計画の位置づけ・性格	3
図 2-1	ごみ排出量の推移	4
図 2-2	計画収集量の内訳（平成 10 年度）	5
表 2-1	ごみ排出状況（平成 4 年度比）	5
図 2-3	ごみの処理状況（平成 10 年度）	6
表 2-2	ごみの処理状況（平成 4 年度比）	6
表 2-3	再資源化等の状況（平成 4 年度比）	7
図 2-4	リサイクル率等の推移	7
表 2-4	ごみ焼却施設等（平成 12 年度末）	8
表 2-5	粗大ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設（平成 12 年度末）	9
表 2-6	廃棄物再生利用施設・廃棄物資源化施設（平成 12 年度末）	9
表 2-7	最終処分場	9
表 2-8	将来排出量の予測	10
図 2-5	将来排出量の推移	10
表 2-9	全県人口の推移	10
表 2-10	ごみ処理量の将来予測	11
表 2-11	新たに広域化される 11 ブロックの施設整備計画の概要	12
表 2-12	し尿の排出状況（平成 4 年度比）	13
図 2-6	し尿処理の状況（平成 10 年度）	14
表 2-13	し尿処理施設	14
表 2-14	一般廃棄物処理の状況（県・全国）（平成 10 年度）	15
表 2-15	品目毎の分別収集取り組み市町数（平成 12 年度）	15
表 2-16	品目毎の分別収集量（平成 12 年度）	16
表 2-17	市町ごとの 1 人 1 日当たりの排出量（平成 10 年度）	17
表 3-1	産業廃棄物の排出量（平成 4 年度比）	18
表 3-2	産業廃棄物の地域別排出状況（平成 4 年度比）	18
図 3-1	地域区分図	19
表 3-3	産業廃棄物の業種別排出状況（平成 4 年度比）	20
表 3-4	産業廃棄物の種類別排出状況（平成 4 年度比）	21
図 3-2	産業廃棄物の処理状況（平成 10 年度）	22
図 3-3	産業廃棄物の中間処理の状況（平成 10 年度）	22

図 3-4	地域別処理状況（平成 10 年度）	23
図 3-5	業種別処理状況（平成 10 年度）	24
図 3-6	種類別処理状況（平成 10 年度）	25
図 3-7	産業廃棄物の広域移動の状況	26
図 3-8	処理状況の推移	27
表 3-5	特別管理産業廃棄物の種類別処理形態別排出量（平成 10 年度）	28
図 3-9	特別管理産業廃棄物の種類別排出量（平成 10 年度）	28
表 3-6	産業廃棄物処理業者数の推移	29
図 3-10	産業廃棄物焼却施設の稼働状況	29
表 3-7	最終処分場の新規設置数の推移	30
表 3-8	中間処理施設の基数と処理能力（平成 12 年度末現在）	30
表 3-9	最終処分場の設置数（平成 12 年度末現在）	31
図 3-11	県下の不法投棄検挙件数の推移（県警調べ）	31
図 3-12	県下の投棄量 10t 以上の産業廃棄物の不法投棄発見件数とその投棄量（環境省調べ）	32
図 3-13	政令市を除く県下の不法処理の通報件数の推移	32
表 3-10	推計基礎データ（活動指標量）	33
図 3-14	産業廃棄物の推計排出量の推移	34
表 3-11	産業廃棄物の地域別排出量予測	35
表 3-12	産業廃棄物の業種別排出量予測	36
表 3-13	産業廃棄物の種類別排出量予測	37
図 3-15	処理状況の予測	38
図 4-1	基本方針のイメージ図	43
図 4-2	5 R のイメージ図	44
図 4-3	一般廃棄物の予測量と目標量	47
表 4-1	一般廃棄物の減量化の目標値（兵庫県）	48
図 4-4	産業廃棄物の目標量	50
表 4-2	産業廃棄物の減量化の目標値（兵庫県）	51
表 4-3	ごみ焼却施設からのダイオキシン類の年間総排出量	52
図 5-1	兵庫県における ISO14001 認証取得事業場数の推移	58
表 5-1	埋立処分場の概要	60
表 5-2	（財）兵庫県環境クリエイトセンターの施設概要	61

第1章 廃棄物処理計画の趣旨、位置づけ及び性格

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

大量生産・大量消費型社会は、我々に物質的に豊かな社会を与えてくれたが、その一方で、廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類*の発生、最終処分場の逼迫等、我々の生活を脅かす原因ともなってきた。環境の世紀と言われる 21 世紀を迎えた今、我々の事業活動やライフスタイルを改めていかなければ、その環境負荷は地球の環境容量の限界を超え、我々自身の存続をも脅かしかねないほどに至っている。

もとより、我々も地球という生態系の中において存在するものであり、大量生産・大量消費型システムによって断ち切られた物質循環の環を復活し、自然の生態系と調和した持続可能な循環型社会を構築することが喫緊の課題となっている。

こうした認識を踏まえ、本県においては、平成 13 年 5 月、持続可能な循環型社会の形成を目指した基本指針となる「ひょうご循環社会ビジョン」を策定し、国においても、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする、リサイクル関連法が制定されたところである。

2 策定の経緯

本県では、一般廃棄物については、市町による「一般廃棄物処理計画」策定の際の技術的な指針となる「一般廃棄物処理計画策定指針」を平成 5 年 3 月に策定し、これに基づき、市町に対し処理計画の作成指導を図ってきたほか、平成 11 年 3 月に、ごみ処理施設の広域化・集約化を図るための「兵庫県ごみ処理広域化計画」を策定し、ダイオキシン類の排出削減、リサイクル等施設整備の促進を図ってきた。

また、産業廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、昭和 51 年 3 月の第 1 次から平成 7 年 8 月の第 4 次にわたる「産業廃棄物処理計画」を策定し、これに基づき、事業者や処理業者の指導を行ってきた。

このような中、平成 12 年 6 月、廃棄物処理法が改正され、同法第 5 条の 3 により、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、都道府県がその区域内における「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）」を策定することとされた。

本計画は、この改正法の規定に基づき、一般廃棄物及び産業廃棄物の現状と課題を踏まえ、廃棄物の発生抑制・リサイクル、適正処理に関する施策を盛り込み、本県における今後の廃棄物行政の指針として策定するものである。

第2節 計画の位置づけ、性格及び目標年次

1 計画の位置づけ

本県においては、「21世紀兵庫長期ビジョン（平成13年2月）」のなかで、目指すべき社会像の一つとして「環境優先社会」を掲げ、①人と自然が調和した健康で快適な「共生と循環」の社会 ②循環に即した生活・経済活動が確立した社会 ③循環を促すさまざまなしくみが整った社会を提唱している。

また、平成12年12月に決定された国の新環境基本計画を踏まえ、「共生と循環の環境適合型社会」の実現を目標として、「新兵庫県環境基本計画」を策定した。

さらに、この新兵庫県環境基本計画の下に位置づけられる「ひょうご循環社会ビジョン（以下「ビジョン」という。）」では、我々の目指すべき社会とその取組の方向を示している。本ビジョンにおいて示した目指すべき社会は、「持続可能な循環型社会」であり、その具体的な姿として①自然生態系との共生が図られている社会②市民の自律による安全で快適な社会③環境と経済が調和し環境ビジネスが発展する社会を掲げている。そして、そのような社会の「実現を図るための基本的方策」として、次の4点を掲げている。

- ① 廃棄物となるものの発生抑制を第一に、次いで廃棄物の再利用、再資源化を行い、最終的に適正処分を行うという原則に基づいた「物質循環の促進」を図ること。
- ② 事業活動や消費活動における「環境負荷の低減」を図るとともに、それらに起因する「リスクの管理」を行うこと。
- ③ 社会の全ての構成員による合意と実践により持続可能な循環型社会を達成するために、「社会のあらゆる主体の参画と協働」を実現すること。
- ④ 持続可能な循環型社会の実現の障害となっている法制度や経済ルールの見直しによる「新たな仕組みづくり」を推進すること。

さらに、ビジョンでは、上記基本的方策推進に向けた戦略を具体的に進めていくため、その実施計画として兵庫県廃棄物処理計画を位置づけている。

2 計画の性格

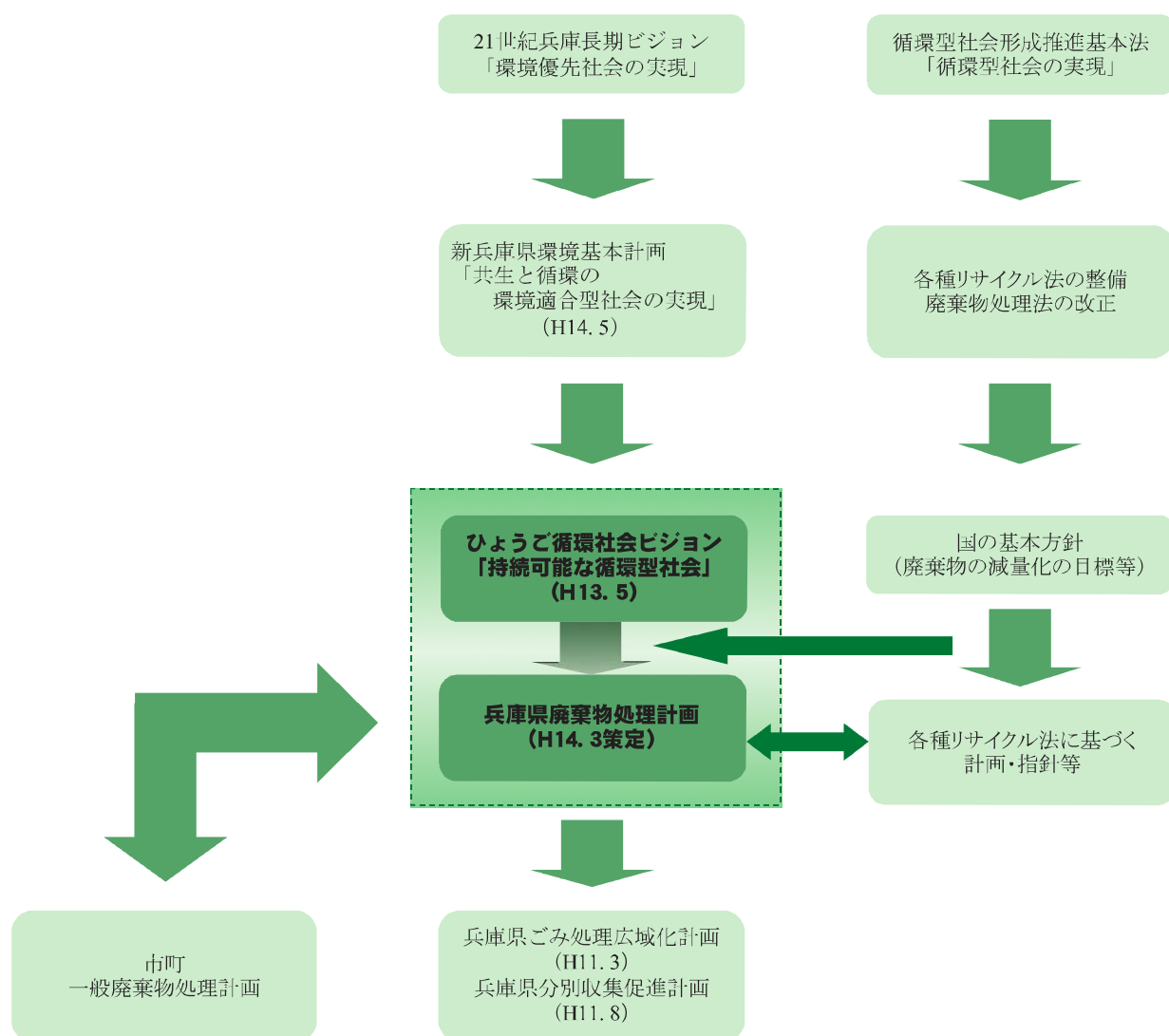
本計画は、本県における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するとともに、以下の性格を併せ持つものである。

- (1) 本計画は、県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、持続可能な循環型社会の実現を目指す指針である。
- (2) 一般廃棄物対策の観点からは、市町の「一般廃棄物処理計画」策定のための指針であり、「兵庫県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）」や「兵庫県分別収集促進計画（平成11年8月）」に対して基本となる計画である。
- (3) 産業廃棄物対策の観点からは、従来の「産業廃棄物処理計画」の後継計画として、

事業者や処理業者の指導等のための指針である。

(4) 各種リサイクル関連法に基づく、各種個別の計画・指針等と相互に連携しながら、循環型社会の実現を目指すものである。

図 1-1 本計画の位置づけ・性格



3 計画の目標年次

本計画は、平成 13 年度を初年度、平成 22 年度を目標年度（平成 17 年度を中間目標年度）とする 10 カ年計画とし、概ね 5 年後に見直すものとする。

第2章 一般廃棄物の現状と課題

第1節 ごみの排出状況

1 ごみの排出状況

平成10年度のごみの排出状況は、図2-1、表2-1のとおり、県内人口5,499千人で、ごみの排出量は2,681千t、1人1日当たりで換算すると1,336gとなっており、1人1日当たり排出量は平成8年度まで増加していたが、以降は横這いである。

排出量の内訳は、市町が処理計画に基づいて計画収集するものが2,227千t(83.1%)、直接処理施設に搬入されるものが452千t(16.9%)、自家処理が2千tとなっている。このうち、計画収集分である2,227千tの内訳は、図2-2のとおり、可燃ごみが1,810千t(81.3%)、不燃ごみが82千t(3.7%)、粗大ごみが236千t(10.6%)、資源ごみが98千t(4.4%)等となっている。

これら以外に、排出量として計上していないが、地域のPTAや子供会等で実施されている新聞、雑誌、缶等の集団回収分が142千tで、排出量に対して5.3%となっている。

図2-1 ごみ排出量の推移

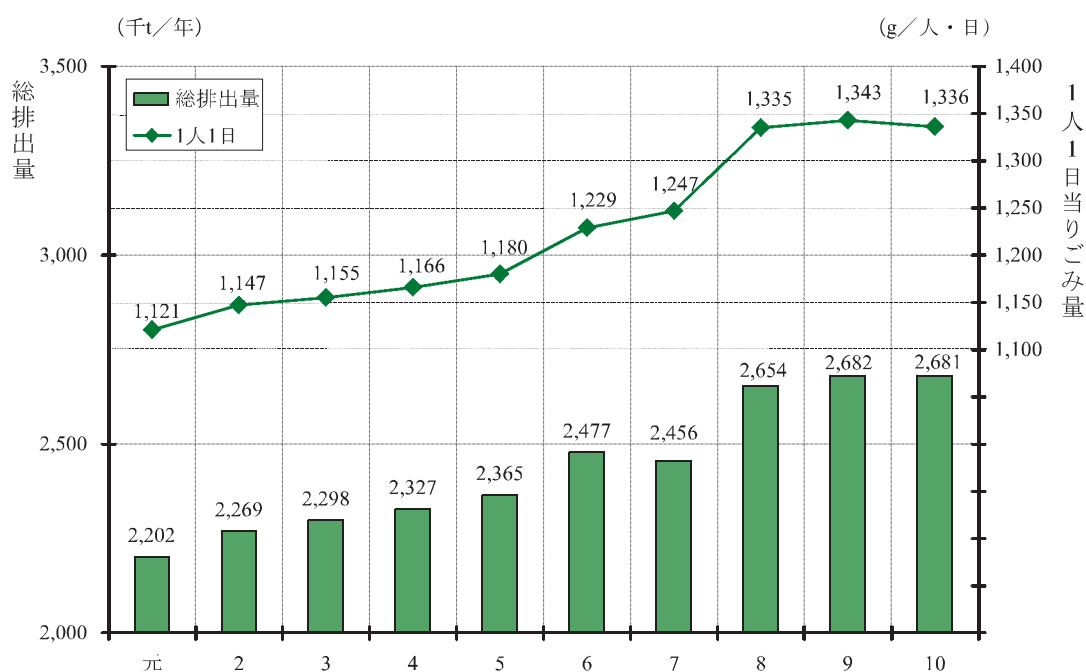


図 2-2 計画収集量の内訳（平成 10 年度）

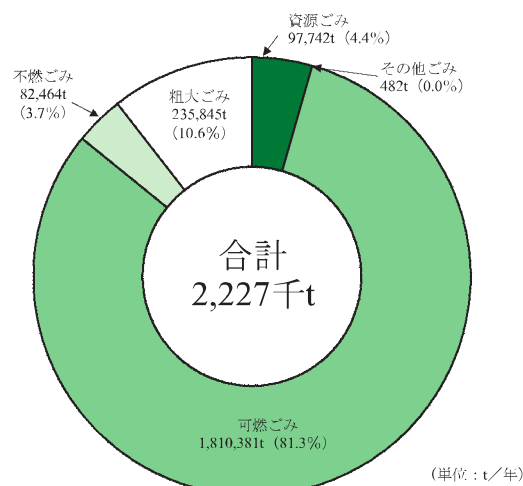


表 2-1 ごみ排出状況（平成 4 年度比）

	平成4年度	平成10年度	増減
排出量 (t)	2,326,547	2,681,087	+ 15.2%
計画収集量	2,019,062	2,226,914	+ 10.3%
直接搬入量	296,221	452,543	+ 52.8%
自家処理	11,264	1,630	△ 85.5%
集団回収量 (t)	105,123	141,627	+ 34.7%

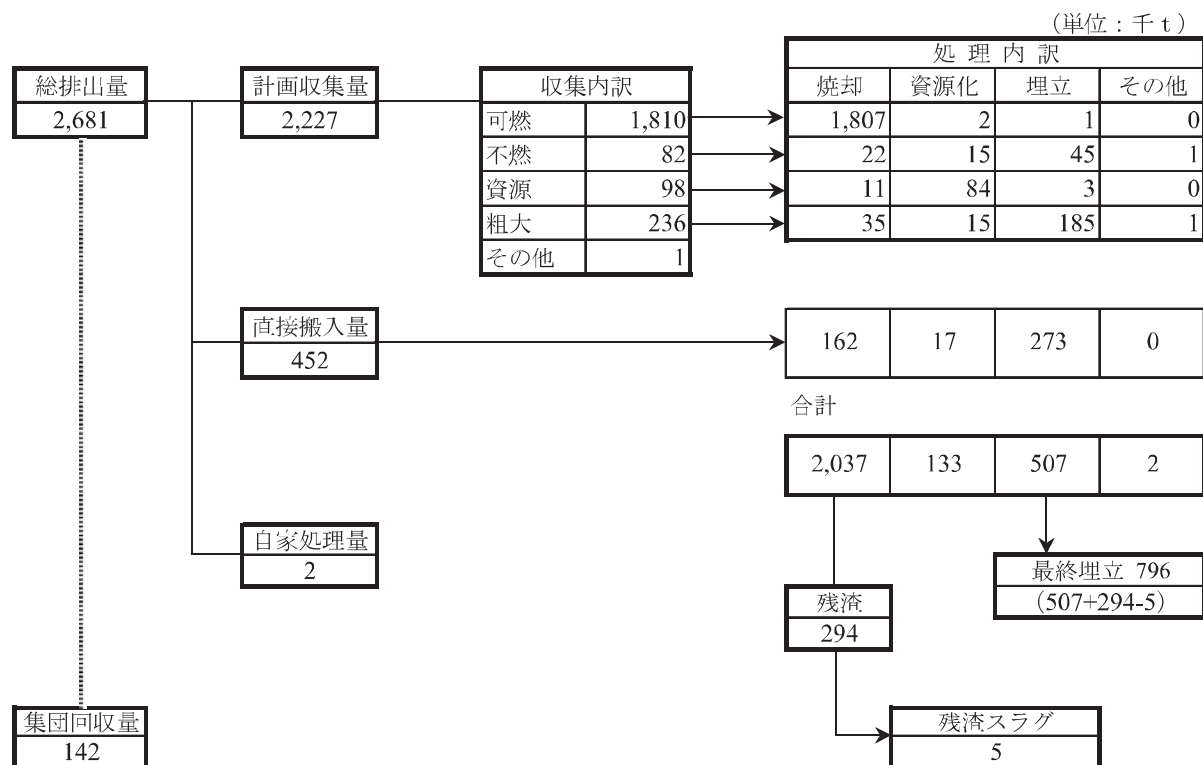
第 2 節 ごみの処理状況

1 ごみの処理状況

平成 10 年度の状況では、図 2-3 のとおり年間排出量 2,681 千 t のうち、自家処理分を除いた 2,679 千 t が処理されている。ごみ処理（収集運搬、中間処理、最終処分）は基本的に県下 88 市町の責任において実施されているが、6 市 52 町では 22 の広域事務組合を設立し、共同でごみ処理を実施している。処理状況を平成 4 年度と比較してみると表 2-2 のとおり自家処理量は減少しているものの、排出量の増加に連動し焼却量、埋立量等は増加している。

ごみの分別については市町毎に分別数や種類に差異があるが、県下では 4 ～ 6 分別が多数を占めている。この分別数は、平成 9 年 4 月の容器包装リサイクル法の施行に伴い策定された県分別収集促進計画及び市町分別収集計画（第 1 期：平成 9 年度～ 11 年度、第 2 期：平成 12 年度～ 16 年度）により、缶、ガラスびん、PET 等を分別収集する自治体が増加したため、増加傾向を示している。また、市町におけるリサイクル関連施設の整備が進んできたことから、リサイクル率も年々に上昇傾向を示し、平成 10 年度では、9.9 %となっている。

図 2-3 ごみの処理状況（平成 10 年度）



一般廃棄物以外に、7 市 9 町で産業廃棄物を市町等の処理施設で受入れて処理している。受入量は平成 10 年度で約 125 千 t で、処理の状況は、焼却 8 千 t、埋立 117 千 t となっている。

表 2-2 ごみの処理状況（平成 4 年度比）

	平成4年度	平成10年度	増減
総 排 出 量 (t)	2,326,547	2,681,087	+ 15.2%
焼 却 量 (t)	1,810,139	2,037,956	+ 12.6%
資 源 化 量 (t)	72,246	132,533	+ 83.4%
直接埋立量	410千t	481千t	+ 17.3%
最終処分量 (t)	716,547	795,859	+ 11.1%
自家処理量 (t)	11,264	1,630	△ 85.5%
集団回収量 (t)	105,123	141,627	+ 34.7%
リサイクル率	7.3%	9.9% (全国12.1)	+ 2.6%
減量処理率	82.4%	82.1% (全国92.5)	△ 0.3%
1人1日当たり排出量	1,166 g	1,336 g	+ 14.6%

リサイクル率：(資源化量＋集団回収量) ÷ (ごみ処理量＋集団回収量) ×100

減量処理率：(1－直接埋立量／ごみ処理量) ×100

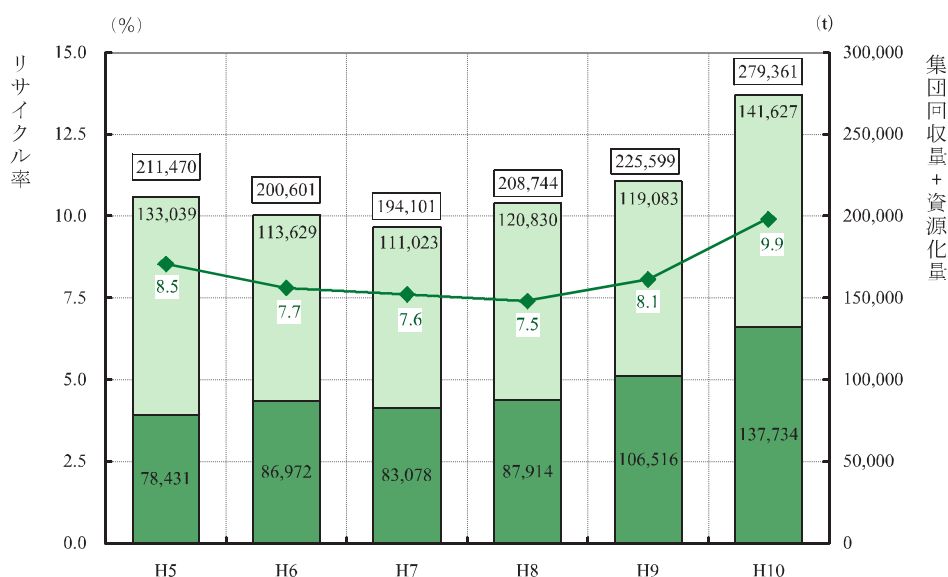
2 ごみの再資源化の状況

平成 10 年度における再資源化等の状況は表 2-3 のとおりであり、平成 4 年度と比較すると、資源化量、リサイクル率とも向上しており、経年的には、図 2-4 のとおりここ 2、3 年で再資源化等が進んでいる。

表 2-3 再資源化等の状況（平成 4 年度比）

	平成4年度	平成10年度
資源化量 (t)	72,246	132,533
残さ資源化量 (t)	0	5,201
集団回収量 (t)	105,123	141,627
リサイクル率 (%)	7.3	9.9

図 2-4 リサイクル率等の推移



3 処理経費等の状況（平成 10 年度）

(1) 市町における助成の状況

住民レベルでのリサイクル促進を図るため、県下 88 市町の内、21 市 58 町で集団回収に対する助成が行われている。助成内容は市町により差異があるが、古紙（新聞）を例にとると kg 当たり 5 円前後で設定されている。

排出量抑制に一定の効果を持つコンポスター等への助成も 16 市 41 町で実施されており、近年電気式のものも対象となってきた。助成金としては一基当たり 3,000 円前後で設定されている。

(2) ごみ処理の有料化の状況

家庭ごみについては、4市55町で指定袋制が採用されている。内容としては1枚目から有料のところが多く、一定枚数まで無料としているところは2市2町にとどまっている。袋の販売価格は、20～30円/枚で設定されているところが多い状況となっている。

(3) ごみ処理等の経費

ごみ処理経費は1t当たり31,578円、県民1人当たり12,798円となっている。また、し尿処理経費は1kL当たり13,091円、県民1人当たり8,107円となっている。両者とも年々増加する傾向となっている。

4 ごみ処理施設の状況

平成12年度末の施設の整備状況は表2-4～2-7のとおりである。最終処分場については、10年度の埋立実績2,601千m³（覆土を含む。）で予測すれば、今後5.3年間の残余容量となっているが、フェニックス計画の拡大等の施策が別途講じられている。

ごみ焼却施設等については、平成11年3月に策定した県ごみ処理広域化計画に沿って施設の広域化・集約化を進めており、基本的には24時間運転の全連続炉と、広域化しても全連続化が困難な地域については、RDF化施設とする方針。平成28年には、全連続炉が30施設、RDF*化施設が3施設となる予定。（現在の固定化バッチ炉は、南淡町沼島にあるもの、RDFは宍粟環境美化センターのもの。）

焼却時に得られる余熱を利用して発電を行っている施設は12施設あり、発電能力の合計は62,550kWHとなっている。また、発電以外にも10施設で温水や蒸気供給が行われている。

表 2-4 ごみ焼却施設等 （平成12年度末）

種 類	固定バッチ	機械バッチ	准連続	全連続	R D F	計
施 設 数	1	17	11	24	1	54
処理能力(t/日)	3	443	889	8,265	30	9,630

廃棄物再生利用施設等については、現在、5t/日以上処理能力を持つリサイクルプラザ、5t/日未満の能力であるリサイクルセンターを中心として施設整備がなされてきている。今後、容器包装リサイクル法等各種リサイクルの中核施設として、対象廃棄物、処理方式が多様化するとともにますます重要性が増している。

表 2-5 粗大ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設（平成 12 年度末）

種 類	粗大ごみ処理施設		不燃ごみ 処理施設	計
	破砕	併用		
施 設 数	4	21	1	26
処理能力(t/日)	210	1,350	15	1,575

表 2-6 廃棄物再生利用施設・廃棄物資源化施設（平成 12 年度末）

種 類	廃 棄 物 再 生 利 用 施 設			廃棄物 資源化施設	計
	リサイクルセンター	リサイクルプラザ	ストックヤード		
施 設 数	14	3	12	5	34
処理能力(t/日)	28.66	44.2	18.75	41	132.61

市町が設置している一般廃棄物最終処分場に加え、近畿 2 府 4 県が中心となり、大阪湾広域臨海環境整備センターがフェニックス計画（廃棄物の海面埋立）を実施している。フェニックス計画では、これまで利用してきた尼崎沖処分場が終了し、平成 13 年 12 月から新たに神戸沖処分場が開始した。

表 2-7 最終処分場

種 類	施設数	全体面積 (m^2)	埋立地面積 (m^2)	全体容量 (m^3)	残余容量 (m^3)11年度末
市 町 設 置	52	4,610,787	2,074,716	36,086,356	14,437,959
フェニックス尼崎沖	1	1,130,000	330,000	兵庫県分1,961,000	1,977
合 計	53	5,740,787	2,404,716	38,047,356	14,439,936

種 類	施設数	全体面積 (m^2)	埋立地面積 (m^2)	全体容量 (m^3)	残余容量 (m^3)11年度末
フェニックス神戸沖	1	880,000	880,000	兵庫県分2,988,000	2,988,000

第3節 ごみの排出量等の将来見込み

1 ごみの排出量の将来予測

ごみ排出量の基本となる1人1日当たり排出量は、県民所得の推移との相関が高いことから、過去のトレンドによる回帰式と「21世紀兵庫長期ビジョン」で想定している今後の県民所得の伸びによって予測した。減量化等の対策が講じられない場合の将来の見込み量は表2-8のとおりとなり、現状（平成10年度）より、平成17年度では3%減少し、平成22年度は3%増加することになる。

また、1人1日当たり排出量に同ビジョンで示された県内人口の推計値（表2-9）を乗じて将来排出量（平成17年度、22年度）を予測すると、表2-8、図2-5のとおり現状（平成10年度）より、平成17年度は微増し、平成22年度は8%増加することになる。

表2-8 将来排出量の予測

	平成10年度	平成17年度	平成22年度
1人1日当たり排出量	1,336g (100)	1,292g (97)	1,376g (103)
人口	5,498,678 (100)	5,698,444 (104)	5,741,780 (104)
総排出量	2,681千t (100)	2,687千t (100)	2,884千t (108)

図2-5 将来排出量の推移

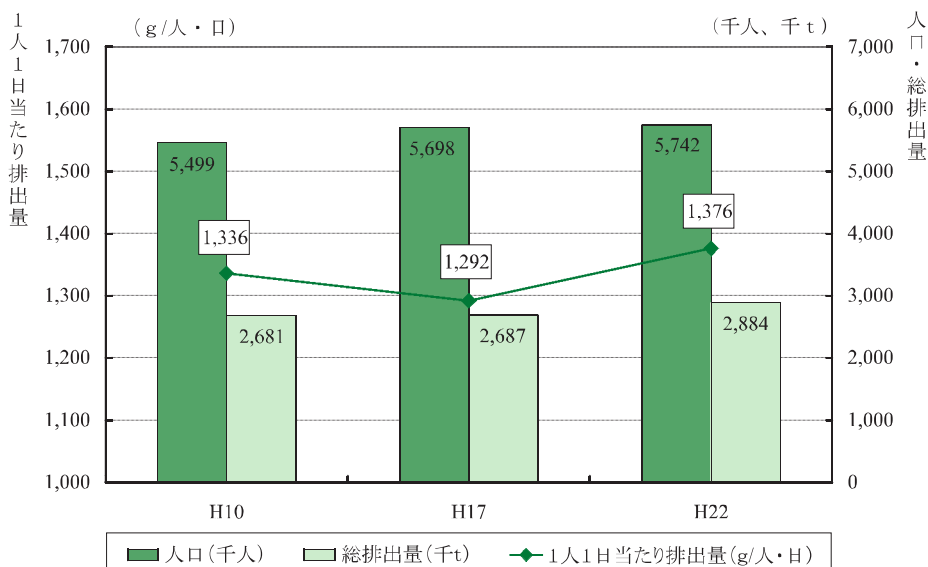


表2-9 全県人口の推移

	1995 (平成7年)	2000 (平成12年)	2005 (平成17年)	2010 (平成22年)	2015 (平成27年)
中位推計	5,401,877	5,585,901	5,698,444	5,741,780	5,720,311

(出典：21世紀兵庫長期ビジョン)

2 ごみ処理量の将来予測

将来のごみ処理量に平成 10 年度の処理状況を加味すると、表 2-10 のとおりとなる。最終処分量も増加が見込まれるため、最終処分場の逼迫等の課題に直面するおそれがある。

表 2-10 ごみ処理量の将来予測

(単位 千 t/年)

	平成10年度	平成17年度	平成22年度
ごみ排出量	2,681	2,687	2,884
再生利用量	280	281 (+1)	301 (+21)
中間処理による減量	1,605	1,608	1,727
最終処分量	796	798 (+2)	856 (+60)

第 4 節 ごみ処理広域化の状況

1 県ごみ処理広域化計画策定の経緯

兵庫県では、ダイオキシン問題の総合的な対策を講ずるため、平成 9 年 5 月に学識経験者で構成する「ダイオキシン対策検討委員会」を設置し、平成 9 年 12 月には実施可能な発生源対策を最大限に盛り込んだ「ダイオキシン類削減プログラム」を全国に先駆け策定した。

また、最大の発生源であるごみ焼却施設対策を推進するため、平成 9 年 5 月の厚生省通知を踏まえ、当委員会の内部組織として「ごみ焼却施設整備小委員会」を設置し、平成 10 年 3 月に広域ブロック案を盛り込んだ「ごみ処理施設のあり方に関する報告書」が取りまとめられた。

報告書では、ごみ処理の広域化を進めることにより、リサイクル対象物も一定量確保され、ごみ減量・リサイクルの推進に寄与するとともに、ダイオキシン類の排出削減や施設建設費、維持管理費の軽減等の観点からも有効とされている。

県では、この報告書を踏まえ、平成 10 年 4 月に 21 世紀初頭までのごみ処理施設の整備のあり方についての基本的な考え方を示した「兵庫県ごみ処理施設整備基本方針」を策定した。市町では、この基本方針に基づき、ごみ処理ブロックを確定し、確定したごみ処理ブロックごとの施設整備計画を基に平成 11 年 3 月に「兵庫県ごみ処理広域化計画」として取りまとめた。

2 県ごみ処理広域化計画の概要

広域化計画は、今後市町等で策定するごみ処理施設整備の実施計画の指針として位置づけている。計画の期間は平成 10 年度から 19 年度までの 10 年間と定め、計画による全体の施設整備が完了する予定は、既存施設の更新時期の関係などから平成 28

年度としている。なお、計画では、焼却施設の集約化によりダイオキシン類の削減や、余熱利用等の促進を期待しており、あわせて、リサイクルの推進やごみ処理コストの削減も図ることとしている。

焼却施設を単位とした処理ブロック数は平成 10 年度当初の 49 ブロックから 25 ブロックに集約することとしており、この内 11 ブロックが新たに広域化されることとなっている。11 ブロックでの施設整備計画の概要は、表 2-11 のとおりである。

表 2-11 新たに広域化される 11 ブロックの施設整備計画の概要

ブロック名	構成市町	ごみ処理施設	粗大ごみ	最終処分	その他
川西・猪名川・豊能郡	1市3町	焼却 (H14)	(H20)		
三木・吉川	1市1町	焼却 (H25)			
稲美・播磨	2町	RDF+堆肥化 (H21)			
東播磨北	3市7町	焼却 (H22以降)			
西播磨・宍粟	11町	焼却 (H20)	(H20)		
相生・赤穂	2市	焼却(H22)			
神崎・飾磨	6町	焼却 (H27) 過渡期・RDF (H14)		(H24)	
但馬	1市18町	焼却・北但 (H21) RDF・南但(H21)		北但 (H23) 南但 (H21)	
丹波	1市6町	焼却 (H28) 過渡期・焼却 (H14) 過渡期・RDF (H14)			
洲本・三原	1市4町	焼却 (H27)			
津名	6町	焼却 (H11及びH26)			汚泥再生センター 4町 (H13)

広域化に伴い、ダイオキシン類については平成 9 年の 33.8g-TEQ*/年が、目標年の平成 19 年には 4.8g-TEQ/年に、施設整備が完了する平成 29 年には 1.2g-TEQ/年にまで削減される。焼却施設の集約化により、発電施設の併設も可能になることから、発電量に見合う CO₂ の削減効果を広域化完了時点で 61 千 t/年と試算している。また、ごみ処理事業コストについては、輸送コストは増加するものの、建設費や維持管理費が削減できるため、ごみ焼却施設について、年間 1,753 百万円、灰溶融固化施設で 694 百万円削減されるものと見込んでいる。

3 広域化の進捗状況

広域化計画に位置づけられたものの内、新たに広域化される 11 ブロックでみると、津名ブロック（6 町）においては、広域化された焼却施設が平成 10 年 3 月に竣工、現在稼働している。その他についても事業主体である事務組合の設置や協議組織の設置等、順調に広域化の施設整備に向け取組が進められている。

第5節 し尿の排出及び処理状況

1 し尿の排出状況

平成 10 年度の状況は、表 2-12 のとおり県下の総人口 5,499 千人の内、水洗化人口が 4,742 千人（86.2 %）、非水洗化人口が 757 千人（13.8 %）となっており、年々水洗化人口の比率が増加している。また、生活排水処理人口は 4,331,409 人（78.8 %）で、これも年々増加している。また、生活排水処理人口（78.8 %）の内訳は、下水道 3,948 千人（71.8 %）、コミプラ 43 千人（0.8 %）、合併浄化槽 341 千人（6.2 %）となっている。

し尿の 1 人 1 日当たりの排出量は 2.1L 前後で経年的な変化は見られないが、生し尿の形態で排出されるものは、平成 4 年度の 771 千 kL から平成 10 年度の 578 千 kL へと約 25 %減少している。

表 2-12 し尿の排出状況（平成 4 年度比）

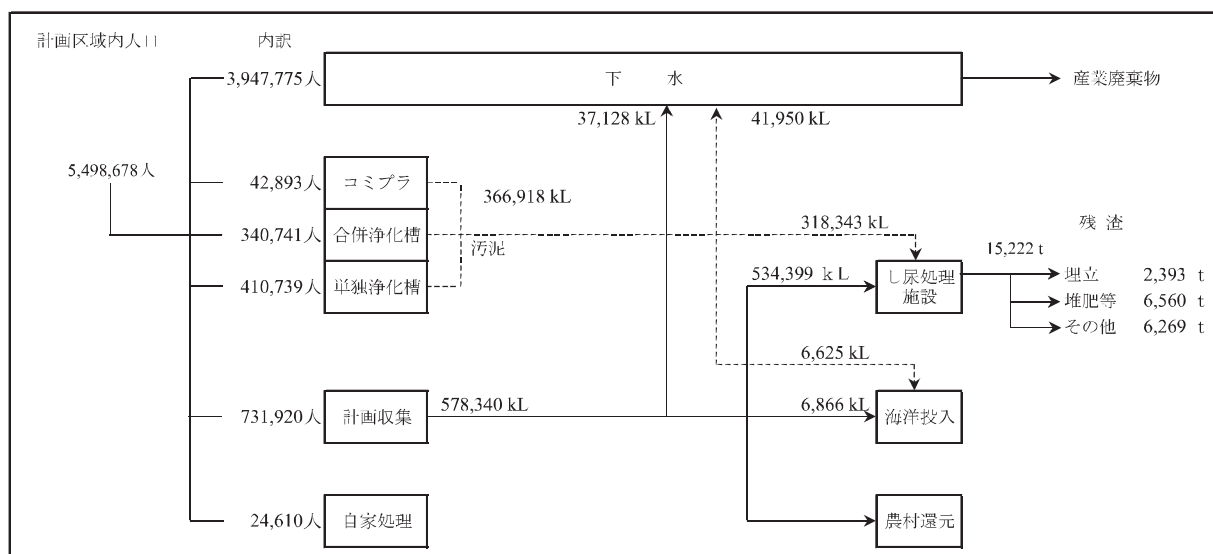
	平成4年度	平成10年度	増減
総人口（人）	5,467,281	5,498,678	+0.6%
水洗化人口（人）	4,250,340	4,742,148	+11.6%
下水道人口	3,200,851	3,947,775	+23.3%
コミュニティプラント	19,962	42,893	+115%
浄化槽 合併	310,040	340,741	+9.9%
単独	719,487	410,739	△42.9%
非水洗化人口（人）	1,216,941	756,530	△37.8%
自家処理	93,327	24,610	△73.6%
水洗化率（%）	77.7	86.2	+8.5ポイント
生活排水処理率（%）	64.6	78.8	+14.2ポイント
し尿排出量（kL）	770,509	578,340	△24.9%
浄化槽汚泥排出量（kL）	370,846	366,918	△1.1%

2 し尿の処理状況

平成 10 年度の状況は、図 2-6 のとおりし尿の形態で排出される 578 千 kL のうち、534 千 kL（92.4 %）が市町等のし尿処理施設で処理され、次いで 37 千 kL が下水道投入、7 千 kL が海洋投入等となっている。また、コミュニティ・プラント及び浄化槽から汚泥の形態で排出されるものが 367 千 kL あり、このうち 318 千 kL（86.8 %）がし尿処理施設で処理され、次いで 42 千 kL が下水道投入、7 千 kL が海洋投入となっている。

し尿処理施設に投入された合計 853 千 kL のし尿及び汚泥については、処理後、脱水、焼却等がされ、15 千 t の残さ物となり、このうち 7 千 t が堆肥等に利用されている。

図2-6 し尿処理の状況（平成10年度）



3 し尿処理施設の状況

平成 12 年度末の状況では、表 2-13 のとおり、県下でし尿処理施設が 37 施設、コミュニティ・プラントが 94 施設となっている。

兵庫県においては 2004 年度までに県下の生活排水処理率を 99 %まで高めていこうとする「生活排水 99 %大作戦」を実施している。このことにより県下のコミュニティ・プラント施設数は全国で 1 位となっている。

表 2-13 し尿処理施設

種類	し尿処理施設	コミュニティ・プラント
施設数	37	94
処理能力	3,621kL/日	106,211人、48,011m ³ /日

第 6 節 一般廃棄物処理の課題

1 減量・リサイクルについて兵庫県は低位置にある

毎年度、一般廃棄物の処理実態が県単位、全国で公表されており、直近の平成 10 年度の実態と比較してみると表 2-14 のとおりである。

表 2-14 一般廃棄物処理の状況（県・全国）（平成 10 年度）

	兵庫県（()は前年度）	全国（()は前年度）
1 人 1 日当たり排出量	1,336g (1,343g)	1,118g (1,112g)
減 量 処 理 率	82.1% (78.5%)	92.5% (91.4%)
リ サ イ ク ル 率	9.9% (7.9%)	12.1% (11.0%)
直 接 埋 立 量	481 千 t (549 千 t)	3,820 千 t (4,335 千 t)
直 接 埋 立 率	17.9% (20.5%)	7.5% (8.5%)

減量・リサイクル関係の指標では全国水準を下回る結果となっている。全国的なランキングでも、1 人 1 日当たりの排出量は大阪府についてワースト 2 位、リサイクル率はワースト 9 位となっており、減量・リサイクルを進めていく必要がある。

2 県内での市町処理の状況に差がある

一般廃棄物の処理は県内の市町を単位として行われているが、全国的な位置からみて減量・リサイクルの部分で兵庫県が立ち遅れている一因として、市町間に格差があることもあげられる。

(1) 分別収集の実施が十分でない市町がある

一般廃棄物の収集方法や品目等は各市町が実状に応じて定めるものとなっているが、排出段階での分別が遅れている市町がある。平成 10 年度の状況でみると、標準的な可燃・不燃・粗大・資源の 4 分別以上の収集を行っているところは、22 市 66 町中 17 市 41 町にとどまっており、分別収集の進んでいる市町と遅れている市町との格差が大きくなっており、このことは容器包装リサイクル法に対する市町の取組の差異にも起因している。平成 11 年 8 月に策定した第 2 期の県分別収集促進計画で、平成 12 年度の容器包装廃棄物に係る品目毎の分別収集取組市町数をみると、表 2-15 のとおりとなっているが、今後分別収集の拡大強化を図る必要がある。

表 2-15 品目毎の分別収集取組市町数(平成12年度)（上段：計画、下段：実績）

第1期再商品化品目							第2期再商品化品目		
スチール缶	アルミ缶	無色ガラス びん	茶色ガラス びん	その他 ガラスびん	紙パック	PET	ダンボール	その他紙 容器包装	その他 プラスチック
88	88	87	87	80	78	71	78	19	27
88	88	87	87	79	78	71	78	7	15

表 2-16 品目毎の分別収集量（平成 12 年度）（上段：計画、下段：実績）（単位：t）

第1期再商品化品目							第2期再商品化品目		
スチール缶	アルミ缶	無色ガラス びん	茶色ガラス びん	その他 ガラスびん	紙パック	PET	ダンボール	その他紙 容器包装	その他 プラスチック
18,078	6,873	15,276	11,073	5,663	1,510	2,603	21,362	1,081	964
17,021	4,021	14,140	10,152	4,497	453	3,478	16,562	62	464

容器包装リサイクル法においては住民が分別排出し、市町が分別収集すること、事業者は分別収集されたものを再商品化するとの役割分担が定められているが、市町においては、収集頻度の増加やストックヤードの確保、品目によっては圧縮梱包機等の装置類の手当も必要となるなど費用が嵩むことにもなり、表 2-15 のとおり品目によっては、計画量を下回るなど市町での取組の阻害ともなっている。

(2) ごみの有料化や指定袋制未実施の市町がある

家庭ごみの減量化に一定のインセンティブ*が期待される家庭ごみの有料化については、郡部を中心に費用徴収または指定袋制が導入されているが、都市部では未実施のところが多い。また、指定袋制導入の市町でも一定枚数まで無料のところや処理料金を上積みしていないところもある。今後、全県的にごみの有料化の実施に向けた検討を進める必要がある。

(3) 事業系一般廃棄物についての対策が不十分

平成 10 年度の 1 人 1 日当たりの排出量を市町別にみると、表 2-17 のとおり大きな格差がある。

排出量の多い神戸市と少ない市島町とは 7 倍の格差があり、その原因としては 1 人 1 日当たり排出量にカウントされる事業系一般廃棄物の影響が大きいことにある。事業系一般廃棄物について、神戸市では 50 % 近い比率がある反面、市島町ではその比率は 3 % に過ぎない。地域の実情として神戸市は県都で工場や事業場、オフィスなどが集中して立地しており、これらが事業系一般廃棄物を排出していること、城崎町は温泉地の観光地として旅館、ホテル等が多く観光客も多いことがあげられる。事業系のものを除けば両市町とも 1 人 1 日当たり排出量は 1,000g 前後となる。本来、事業活動に伴って生じた廃棄物については事業者自らの責任において処理することとされている（廃棄物処理法第 3 条第 1 項）ことから、事業系一般廃棄物の排出量が多い市町においては、排出事業者減量等の指導を行う必要がある。

表 2-17 市町ごとの 1 人 1 日当たりの排出量（平成 10 年度）

	市 町 名	1人1日排出量	事業系の比率	リサイクル率
多いところ	神戸市	2,100g	46%	2.7%
	城崎町	1,764g	48%	7.6%
少ないところ	市島町	291g	3%	38.8%
	加美町	332g	15%	44.4%
全 県		1,336g	38%	9.9%

3 円滑な施設整備が困難である

廃棄物の適正処理、減量・リサイクルの推進を図るためには、処理施設の整備が不可欠であるが、市町等が設置する場合であっても、設置予定場所の周辺住民を中心に反対運動が起こりやすく、施設整備が進まない場合が少なくない。

このため、住民意見の反映等合意形成を進め、円滑な施設整備を図る必要がある。

また、規模の小さな焼却炉施設からの焼却灰の溶融処理は割高になること、溶融飛灰については個々の市町での適正処理が困難であることから、公共関与による広域処理を図っていく必要がある。

さらに、相当な面積が必要な最終処分場についても、こうした面積を確保できない市町があることから、広域処理を進めていく必要がある。

第3章 産業廃棄物の現状と課題

第1節 産業廃棄物の排出等の状況

1 排出の状況

(1) 排出量

産業廃棄物排出量の概況は表 3-1 のとおりである。平成 10 年度の産業廃棄物の排出量は 27,801 千 t であり、平成 4 年度の排出量 24,706 千 t と比較して 3,095 千 t と 12.5%増加している。

表 3-1 産業廃棄物の排出量（平成 4 年度比）（単位：千 t/年）

	平成4年度	平成10年度	増減
総排出量	24,706 (100.0%)	27,801 (112.5%)	3,095 (12.5%)

(2) 地域別排出量

平成 10 年度における産業廃棄物の排出量を図 3-1 に示す地域別にみると、表 3-2 のとおり阪神地域からの排出量が最も多く、次いで東播磨地域、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域となっている。平成 4 年度との比較では阪神地域での排出量の増加と淡路地域での減少が目立つ。原因は、それぞれ、下水汚泥の増加と畜産業に係る動物のふん尿の減少によるものであると推察される。

表 3-2 産業廃棄物の地域別排出状況（平成 4 年度比）

	平成4年度	平成10年度	増減	増減率(%)
排出量計	24,706	27,801	3,095	12.5
阪神地域	9,128	12,785	3,657	40.1
東播磨地域	7,429	7,431	2	0.0
西播磨地域	5,882	5,524	△ 358	△ 6.1
但馬地域	787	938	151	19.2
丹波地域	517	574	57	11.0
淡路地域	963	549	△ 414	△ 43.0

* 各項目の数値は四捨五入してあるため、収支が合わない場合がある。

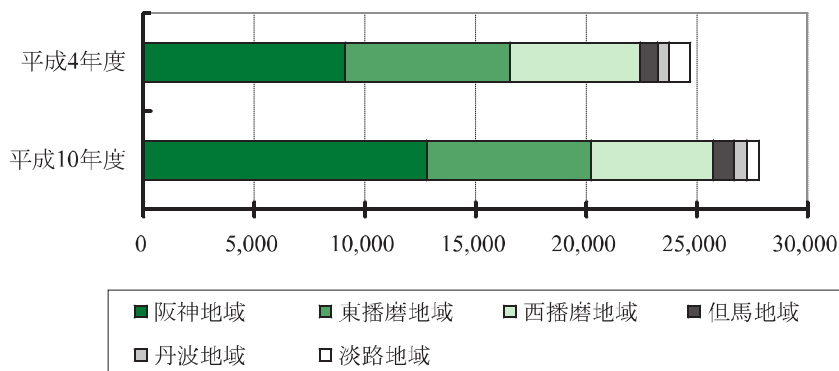


図 3-1 地域区分図



(3) 業種別排出状況

排出量を業種別にみると、表 3-3 のとおり、製造業の占める割合が 45.9%と最も多く、次いで下水道業の 33.0%、建設業の 11.5 %の順となっている。

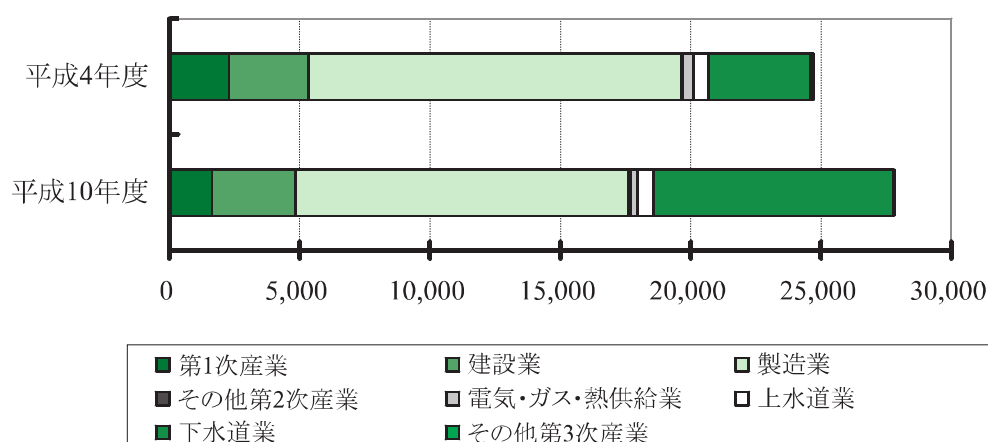
平成 4 年度との比較では、下水道の普及に伴う下水汚泥量が 2.3 倍になるなど際だっている。

表 3-3 産業廃棄物の業種別排出状況（平成 4 年度比）

（単位：千t）

	平成4年度	平成10年度	増減	増減率(%)
排出量計	24,706	27,801	3,095	12.5
第1次産業	2,280	1,636	△ 644	△ 28.2
建設業	3,044	3,199	155	5.1
製造業	14,300	12,770	△ 1,530	△ 10.7
その他第2次産業	58	76	18	31.0
電気・ガス・熱供給業	436	266	△ 170	△ 39.0
上水道業	563	615	52	9.2
下水道業	3,926	9,169	5,243	133.5
その他第3次産業	99	70	△ 29	△ 29.3

* 各項目の数値は四捨五入してあるため、収支が合わない場合がある。



(4) 種類別排出状況

種類別にみると、表 3-4 のとおり汚泥の排出量が 16,414 千 t（59.0 %）と最も多く、次いで鉱さいが 3,645 千 t（13.1 %）、以下がれき類 2,039 千 t（7.3 %）、動物のふん尿 1,634 千 t（5.9 %）、ばいじん 940 千 t（3.4 %）、金属くず 887 千 t（3.2 %）となっている。

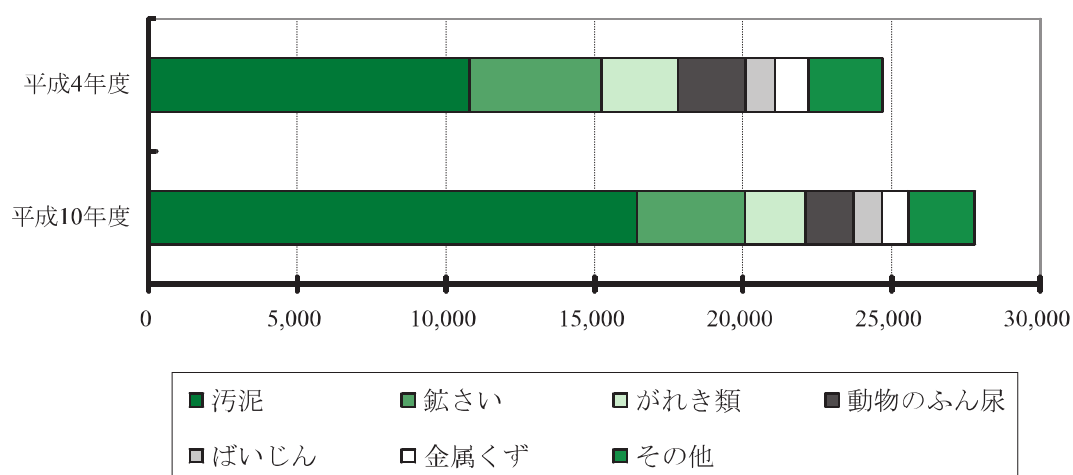
平成 4 年度との比較では、汚泥の排出量のみが増加し、他の種類の産業廃棄物は減少している。

表 3-4 産業廃棄物の種類別排出状況（平成 4 年度比）

（単位：千t）

	平成4年度	平成10年度	増減	増減率(%)
排出量計	24,706	27,801	3,095	12.5
汚泥	10,796	16,414	5,618	52.0
鉍さい	4,419	3,645	△ 774	△ 17.5
がれき類	2,599	2,039	△ 560	△ 21.5
動物のふん尿	2,277	1,634	△ 643	△ 28.2
ばいじん	984	940	△ 44	△ 4.5
金属くず	1,129	887	△ 242	△ 21.4
その他	2,502	2,242	△ 260	△ 10.4

* 各項目の数値は四捨五入してあるため、収支が合わない場合がある。

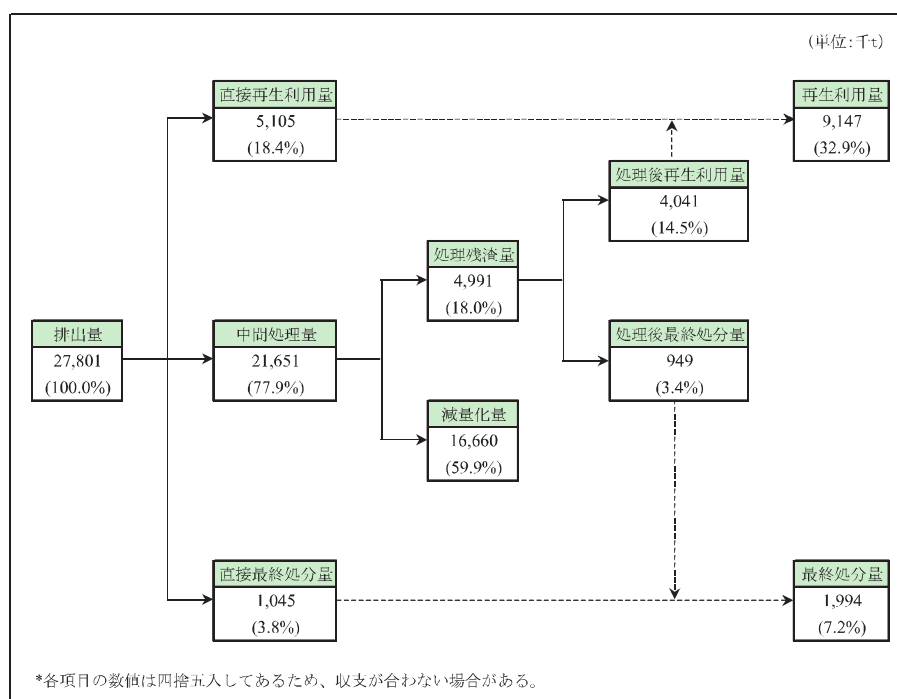


2 処理の状況

(1) 処理のフロー

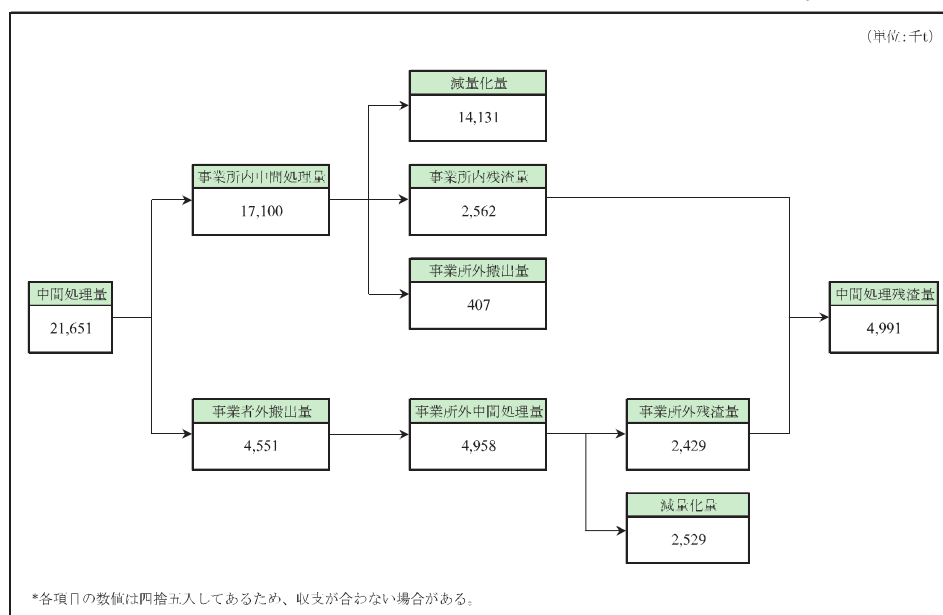
平成 10 年度における産業廃棄物の処理状況は、図 3-2 のとおりである。脱水、焼却等の中間処理により、16,660 千 t（排出量 27,801 千 t の 59.9 %）が減量され、直接再生利用量 5,105 千 t（同 18.4 %）と処理後再生利用量 4,041 千 t（同 14.5 %）をあわせた 9,147 千 t（同 32.9 %）が再生利用され、埋立等により最終処分された量は、1,994 千 t（同 7.2 %）となっている。

図 3-2 産業廃棄物の処理状況（平成 10 年度）



また、中間処理状況の詳細をみると、図 3-3 のとおり、中間処理される 21,651 千 t のうち、排出事業者自ら事業所内で中間処理した量は、17,100 千 t（中間処理量 21,651 千 t の 79.0 %）、事業所外で処理した量は、4,958 千 t（同 22.9 %、事業所内処理残さの再中間処理量を含む。）となり、処理によって残る残さ量は 4,991 千 t となっている。

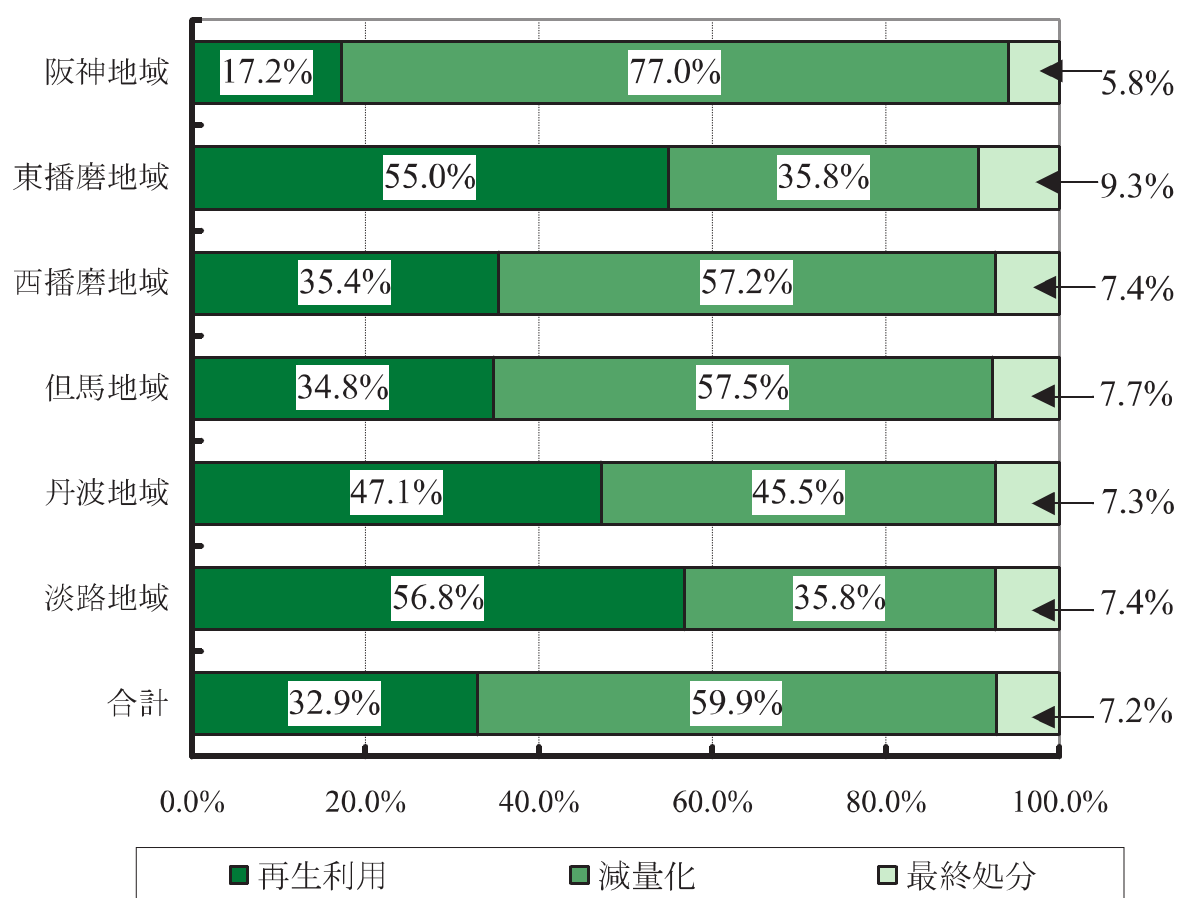
図 3-3 産業廃棄物の中間処理の状況（平成 10 年度）



(2) 地域別処理状況

平成 10 年度の地域別処理状況は図 3-4 のとおりであり、再生利用率が高い地域から、淡路地域、東播磨地域、丹波地域の順、最終処分率は東播磨地域、但馬地域、淡路地域、西播磨地域の順となっており、中間処理による減量化率は阪神地域、但馬地域、西播磨地域の順となっている。下水汚泥の排出量に占める割合が多いため、阪神地域での中間処理による減量化率が高くなっている。

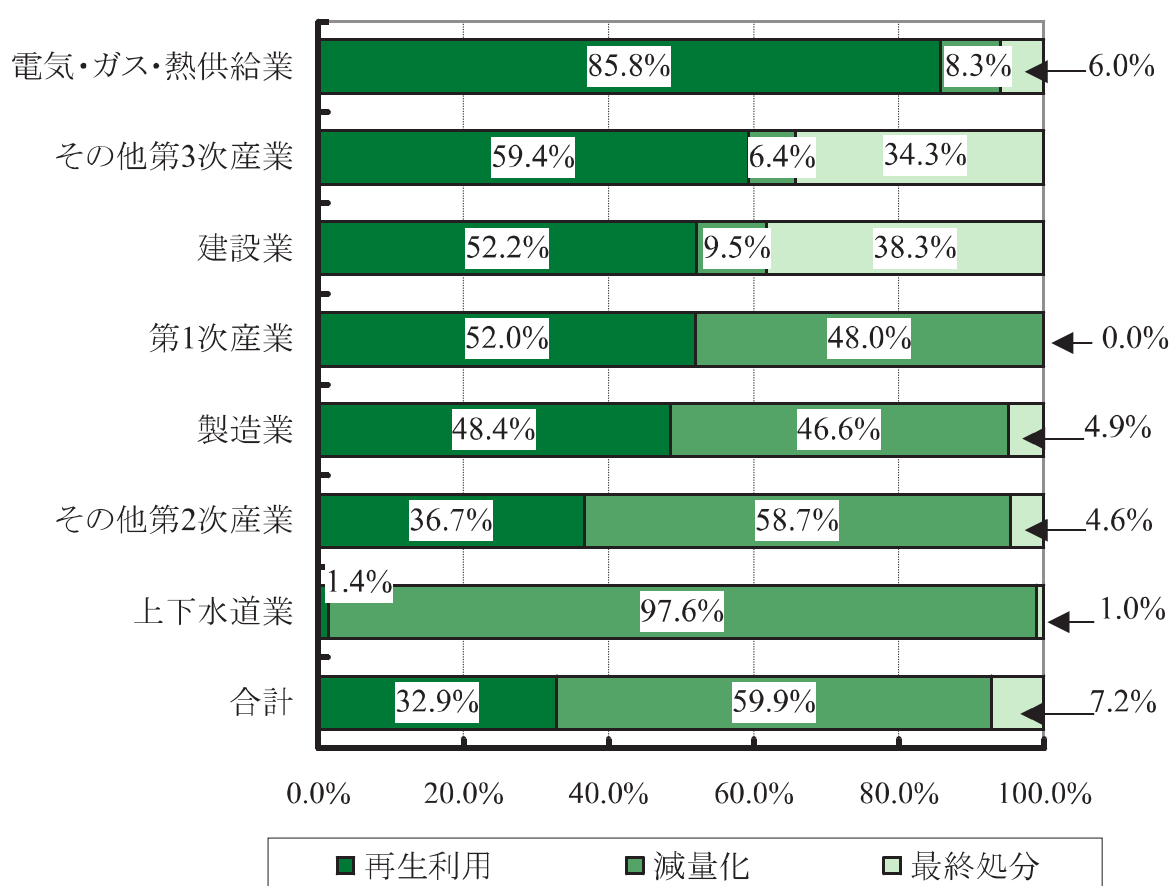
図 3-4 地域別処理状況（平成 10 年度）



(3) 業種別処理状況

平成 10 年度の業種別処理状況は図 3-5 のとおりであり、再生利用率は高いものから電気・ガス・熱供給業、その他第 3 次産業（運送業、小売業等）、建設業の順となっており、最終処分率は建設業、その他第 3 次産業（運送業、小売業等）、電気・ガス・熱供給業の順、中間処理による減量化率は上下水道業、その他第 2 次産業（鉱業等）、第 1 次産業の順となっている。減量化率では、汚泥の脱水効果が高いため、上下水道業が 97.6%と極めて高くなっている。また、最終処分率では、がれき類の排出の多い建設業が、38.3%と最も高い。

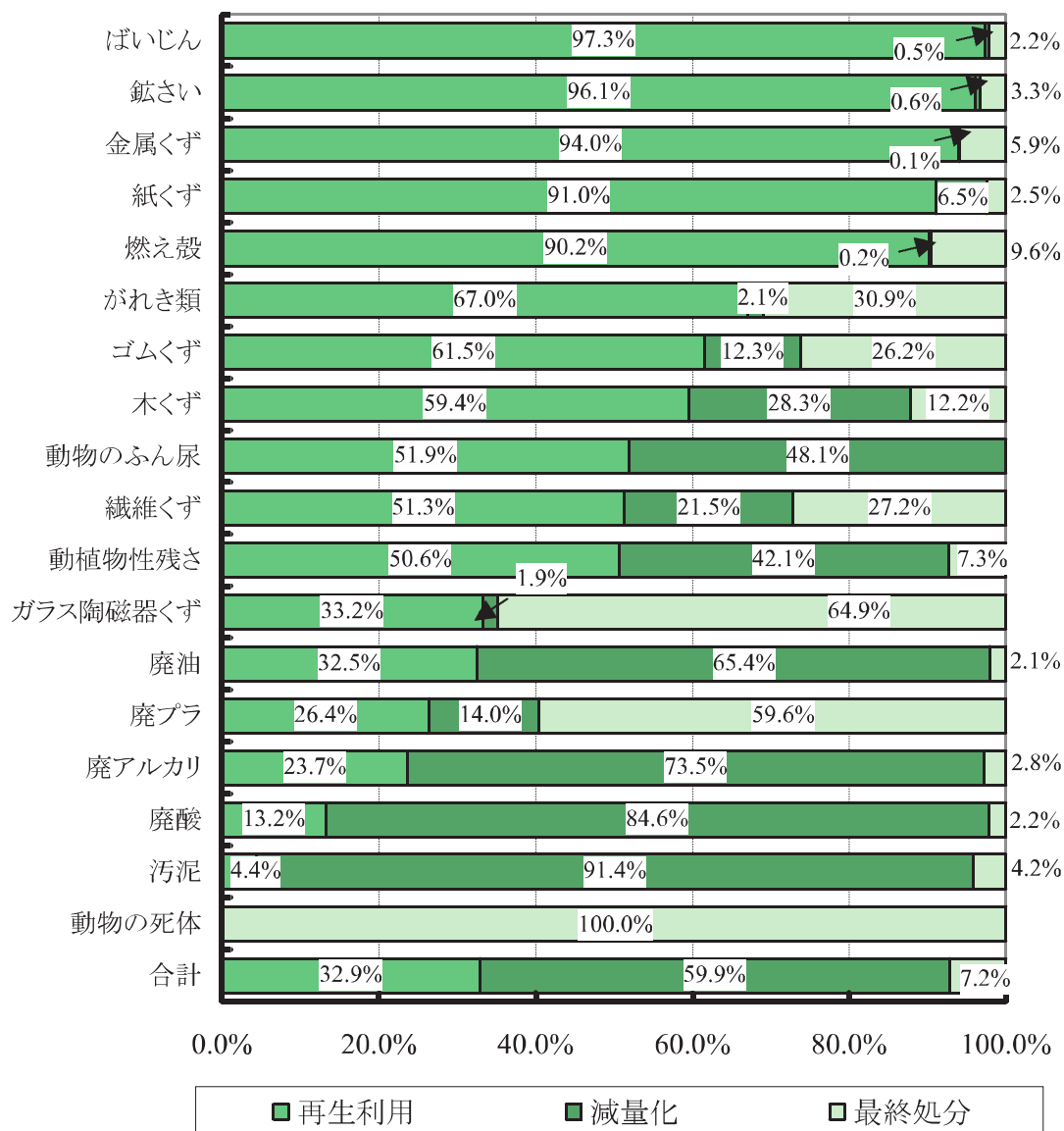
図 3-5 業種別処理状況（平成 10 年度）



(4) 種類別処理状況

種類別の処理状況は図 3-6 のとおりであり、再生利用率は高いものから、ばいじん、鉱さい、金属くずの順となっており、最終処分率は動物の死体、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類、がれき類の順、中間処理による減量化率は汚泥、廃酸、廃アルカリの順となっている。

図 3-6 種類別処理状況（平成 10 年度）



(5) 広域移動の状況

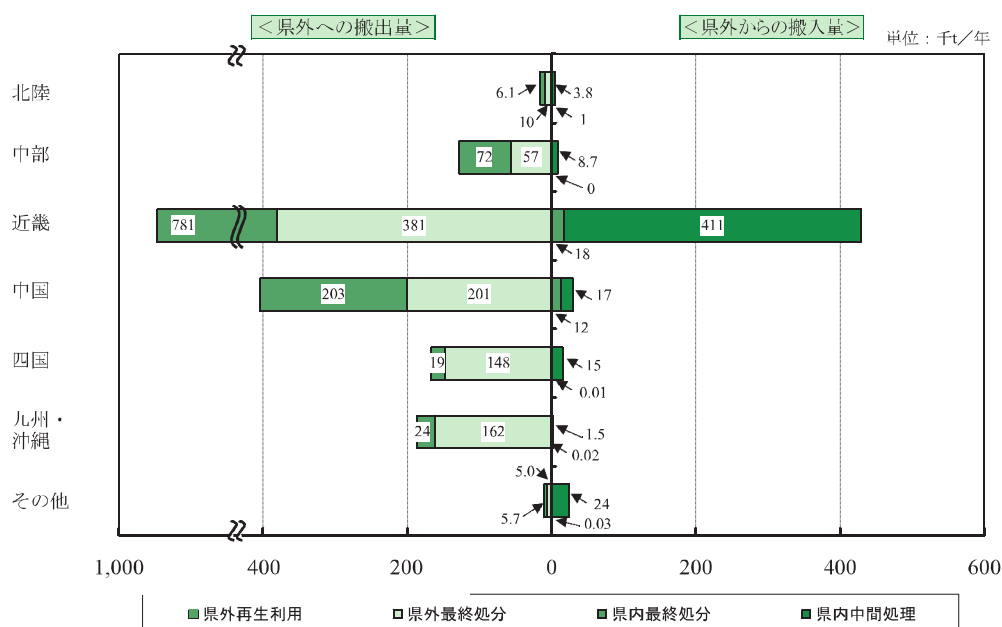
県境を超え搬出入される産業廃棄物の状況は図 3-7 のとおりである。

県内から県外に搬出された産業廃棄物の量は 1,861 千 t に対して、県外から県内に搬入された産業廃棄物の量は 511 千 t と県外に搬出される量の方が多い。

県外への搬出先については多いものから、近畿地方、中国地方、九州・沖縄地方、四国地方の順となっている。県外搬出量が最も多い近畿地域の処理状況をみると、約 70 % が再生利用に廻され、埋立処分されているものは 30 % 程度と少ない状況にある。再生利用の内容を見ると、鉱さいがセメント原料に、金属くずが製鋼原料に、がれき類が路盤材に、動植物性残さが飼料・肥料に再利用されている。中国地方では汚泥及び木くずが肥料に、ばいじん、汚泥がセメント原料に利用されており、県外への搬出量の半分は再生利用されている。

一方、県外から県内への搬入については、量の多いものから近畿地方、中国地方、四国地方の順となっており、近畿地方からの搬入量が 84 % 程度と大半を占めている。搬入量が最も多い近畿地方からの搬入物の処理状況をみると、焼却や再生利用の中間処理が 94 % 程度と大半を占め、埋立処分されているものは、6 % 程度と少ない。再生利用の内容を見ると建設汚泥は改良土に、廃プラスチック類はプラスチック原料に、木くずは燃料、ボードに、廃油は燃料に再利用されている。

図 3-7 産業廃棄物の広域移動の状況

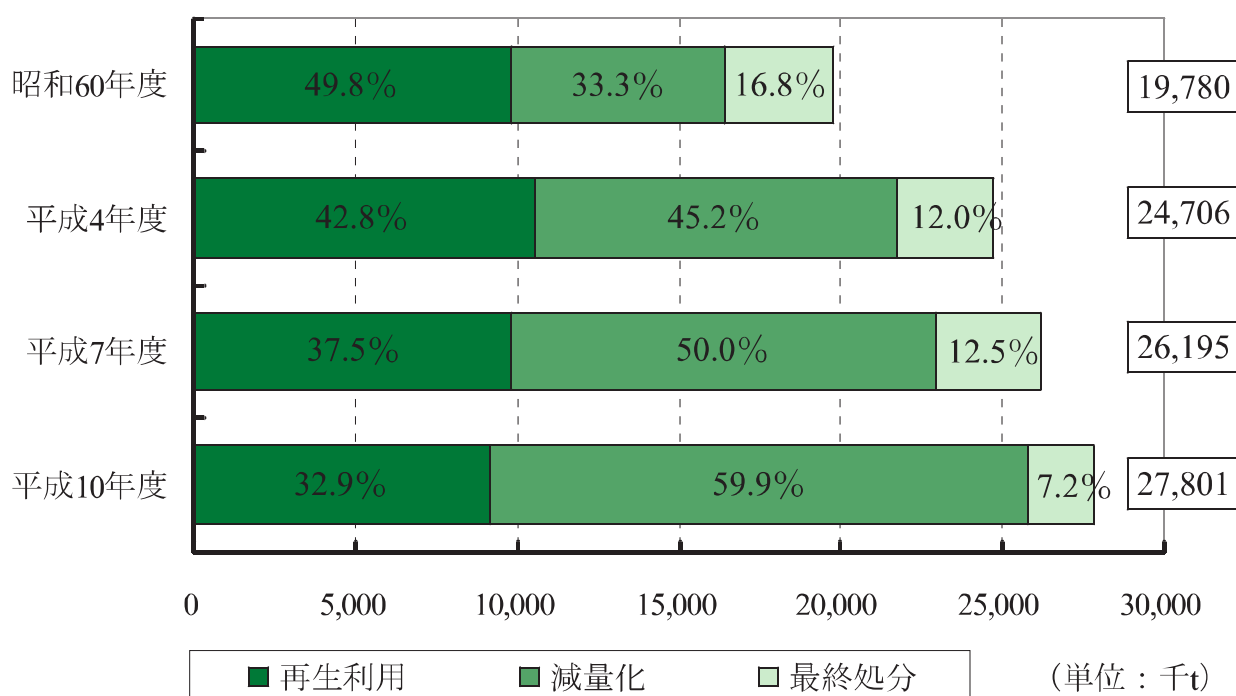


	県外への搬出量	県外からの搬入量
搬出入量	1,861千t	511千t
内再生利用量	(1,365千t)	(481千t)

(6) 処理状況の推移

処理状況の推移は図 3-8 のとおりであり、中間処理による減量化効果は、量及び率とも、下水道の急速な普及と下水汚泥の脱水による減量化効果等を反映し、大幅に増加している。この影響を受けて、再生利用量はやや減少、再生利用率は、相当の減少傾向にある。最終処分量については、平成 7 年度までは、300 万 t 内外で推移していたものが、平成 10 年度は、約 200 万 t と大幅に減少した。これは、がれき類が、最終処分から路盤材等への再生利用に移行しているためと推察される。

図 3-8 処理状況の推移



第 2 節 特別管理産業廃棄物の処理状況

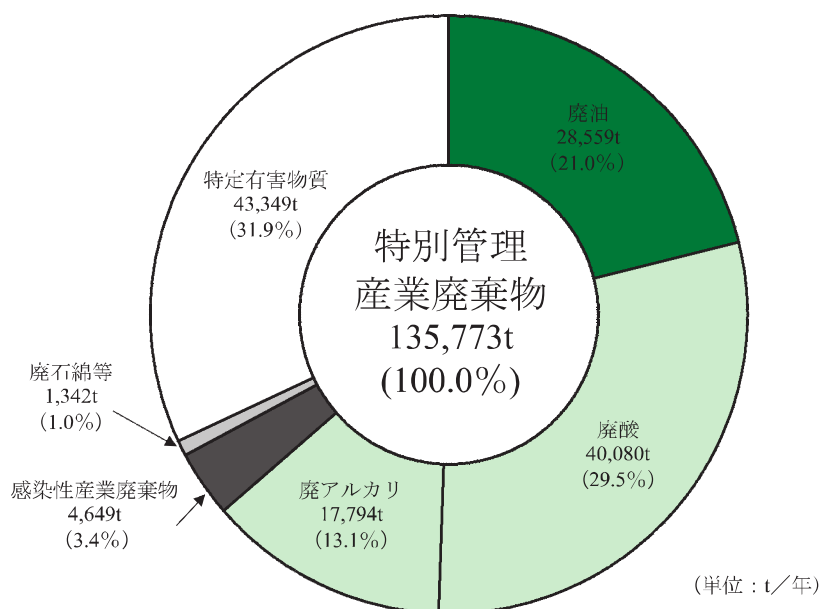
平成 10 年度における特別管理産業廃棄物の排出状況は表 3-5、図 3-9 のとおり、排出量は 135,773 t と全産業廃棄物 27,801 千 t の 0.5% を占める。種類別では廃酸、廃アルカリが併せて 57,874 t (42.6 %) と最も多く、次いで汚泥等の特定有害産業廃棄物 43,349 t (31.9 %)、廃油 28,559 t (21.0 %) の順となっている。

また、特別管理産業廃棄物の処理形態については、委託処理が 94.4 % と大半を占めている。

表 3-5 特別管理産業廃棄物の種類別処理形態別排出量（平成 10 年度）
（単位：t）

	排出量	自己直接中間 処理量	自己直接最終 処分量	業務委託量
廃油	28,559	583	2,865	25,111
廃酸	40,080	85	1	39,994
廃アルカリ	17,794	0	0	17,794
感染性	4,649	225	233	4,191
廃石綿等	1,342	0	272	1,070
特定有害廃棄物	43,349	2,825	521	40,003
県計	135,773	3,718	3,892	128,163

図 3-9 特別管理産業廃棄物の種類別排出量（平成 10 年度）



第 3 節 産業廃棄物処理施設等の状況

産業廃棄物の処理は、排出事業者が自ら処理を行うほか、廃棄物処理法の許可を受けた処理業者等による委託処分がある。また、産業廃棄物処理施設は廃棄物処理法により、脱水施設、焼却施設、最終処分場等 17 種類が許可対象施設（規模規定有り）として定められている。さらに、処理施設の設置主体は、排出事業者、処理業者、公共に大別される。

1 処理業者の許可の状況

産業廃棄物処理業者の数は表 3-6 のとおり、急速に増加しているが、特に収集運搬業者の増加が顕著であり、中間処理業者も増加している。しかしながら、最終処分業者については減少している。

表 3-6 産業廃棄物処理業者数の推移

		H5	H6	H7	H8	H9	H10
産業廃棄物	収集運搬業	4,600	5,070	5,288	5,914	6,443	7,122
	中間処理業	187	196	206	214	228	237
	最終処分業	47	43	41	37	37	34
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	503	606	697	763	826	845
	中間処理業	25	26	27	29	29	27
	最終処分業	1	1	1	1	2	2
計		5,363	5,942	6,260	6,958	7,565	8,267

注) 業者数は処理業の許可権限を有する県及び政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、（平成 12 年度からは西宮市を含む）の各市）別業種別の延べ件数である。

2 処理施設の状況

(1) 最近の施設設置状況

産業廃棄物焼却施設の設置状況は、図 3-10 のとおり、ダイオキシン特措法の施行等により、施設数は半減している。

また、表 3-7 のとおり、平成 9 年の廃棄物処理法の改正等（構造基準等の強化）の影響もあり、最近の産業廃棄物の最終処分場の新設は少なくなっている。

図 3-10 産業廃棄物焼却施設の稼働状況

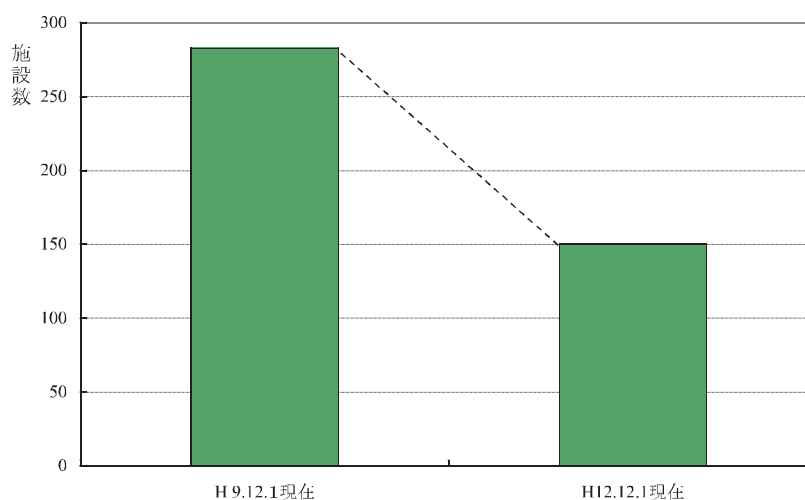


表 3-7 最終処分場の新規設置数の推移

	自治体等		事業者	処理業者	計
	フェニックス等*	公共			
平成5年度	0	1	0	2	3
平成6年度	0	1	0	3	4
平成7年度	0	0	1	2	3
平成8年度	0	1	0	2	3
平成9年度	1	1	0	1	3
平成10年度	0	0	1	0	1
平成11年度	1	0	1	0	2
平成12年度	0	0	0	0	0

* フェニックス等：大阪湾フェニックス事業及び財団法人兵庫県環境クリエイトセンター

(2) 中間処理施設の設置基数等

平成 12 年度末現在県内に設置されている中間処理施設数は表 3-8 のとおり、排出事業者が設置する施設が 571 基、処理業者が設置する施設が 281 基、自治体が設置する施設が 63 基、計 915 基となっている。

平成 12 年度に新たに産業廃棄物処理施設として追加になった「木くず又はがれき類の破碎施設」は 144 基設置されている。

表 3-8 中間処理施設の基数と処理能力（平成 12 年度末現在）

施設の種類	事業者		自治体等		処理業者		計		処理能力 単位
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力	
汚泥の脱水施設	415	56,158	41	24,718	4	899	460	81,775	m ³ /H
汚泥の乾燥施設（機械）	6	256	9	896	4	285	19	1,437	m ³ /H
汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	7	3,163	2	383	9	3,546	m ³ /日
汚泥の焼却施設	14	473	6	702	13	437	33	1,612	m ³ /H
廃油の油水分離施設	2	266	0	0	6	278	8	544	m ³ /日
廃油の焼却施設	19	317	0	0	13	481	32	798	m ³ /H
廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	3	363	3	363	m ³ /日
廃プラスチック類の破碎施設	6	120	0	0	40	4,469	46	4,589	t/日
廃プラスチック類の焼却施設	52	288	0	0	20	634	72	922	t/H
木くず又はがれき類の破碎施設	3	714	0	0	141	69,564	144	70,278	t/H
コンクリート固形化施設	1	60	0	0	1	25	2	85	m ³ /H
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0	m ³ /日
シアン化合物の分解施設	15	443	0	0	1	5	16	448	m ³ /H
PCB廃棄物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0	m ³ /日
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	m ³ /H
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	m ³ /日
産業廃棄物の焼却施設	38	425	0	0	33	813	71	1,238	t/日
	571		63		281		915		

(3) 最終処分場の設置数

平成 12 年度末現在の県下の最終処分場は表 3-9 のとおり 76 施設設置されているが、地域的な偏りがあるほか、遮断型処分場については、事業者の自社処分場 2 施設のみとなっている。

なお、平成 12 年度末の県内の最終処分場の残容量（大阪湾フェニックス計画の兵庫県分を含む）は、9,269 千 m^3 であり、平成 10 年度の最終処分量（1,994 千 t ／年）から残余年数を推計すると、4.6 年と厳しい状況にある。（ t と m^3 の換算比を 1 とする。）

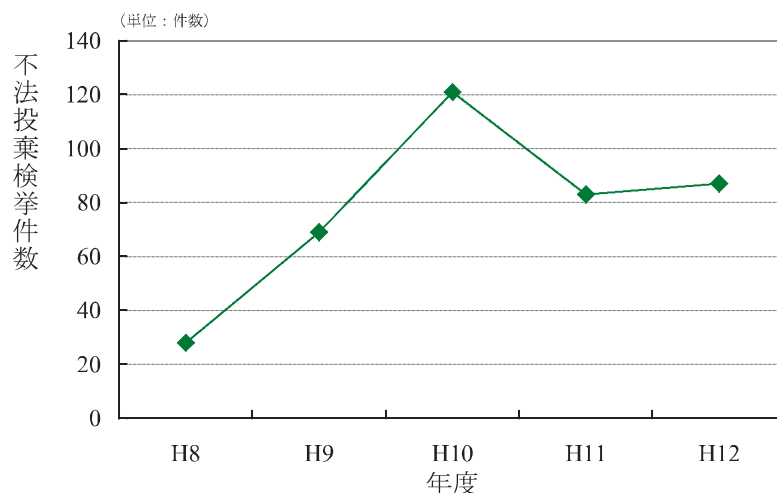
表 3-9 最終処分場の設置数（平成 12 年度末現在）

最 終 処 分 場 の 種 類	阪 神			東 播 磨			西 播 磨			但 馬			丹 波			淡 路			計		
	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者	事業者	自治体等	処理業者
遮断型	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
安定型	0	2	6	1	7	10	7	2	8	0	1	0	0	0	0	0	1	2	8	13	26
管理型	3	4	6	5	3	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	7	11
計	4	6	12	7	10	12	8	2	11	0	1	0	0	0	0	0	1	2	19	20	37
合計	22			29			21			1			0			3			76		

第 4 節 不適正処理の状況

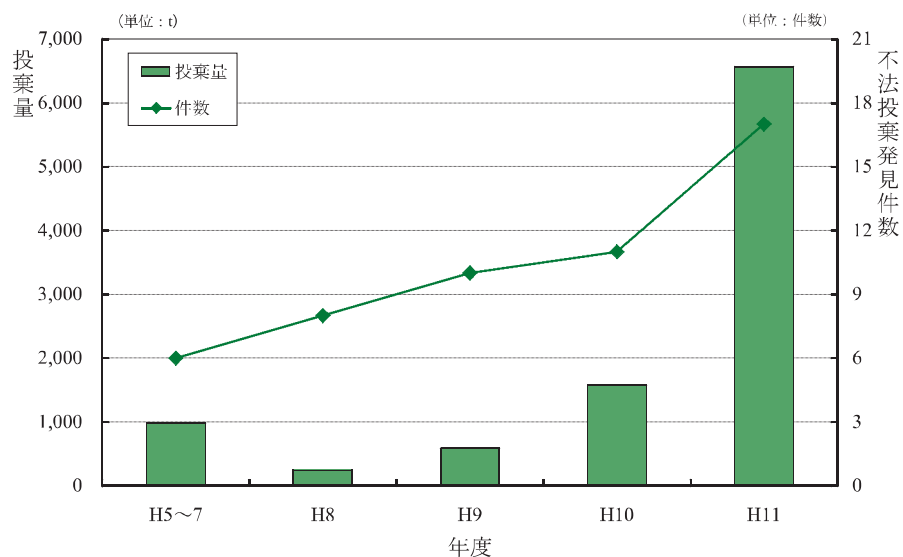
県内における一般廃棄物、産業廃棄物を併せた不法投棄の検挙件数は、図 3-11 のとおり、ここ 2～3 年 100 件前後で推移している。また、近年、発見された不法投棄のうち 10 t 以上のものの量の合計は図 3-12 のとおり増加し、内容的にも、平成 11 年 6 月に発生した篠山市における硫酸ピッチの不法投棄事件など、悪質化の一途をたどり、行政代執行を行った事例も出てきている。

図 3-11 県下の不法投棄検挙件数の推移（県警調べ）



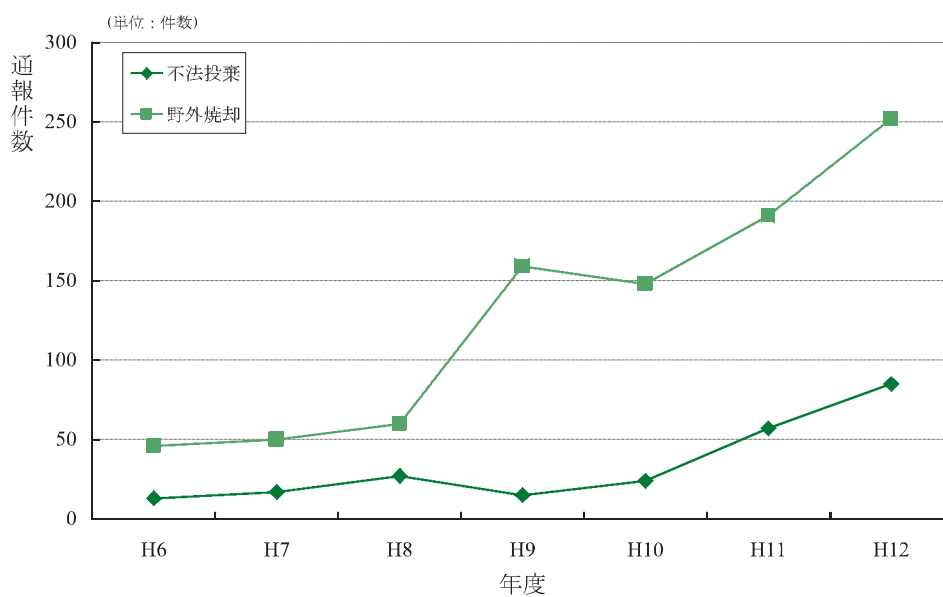
なお、政令市を除く兵庫県の所管区域に限定すれば、不法処理の通報件数は、図 3-13 のとおり、不法投棄については平成 11 年度から、野外焼却については平成 9 年度から急速に増えている。

図 3-12 県下の投棄量 10 t 以上の産業廃棄物の
不法投棄発見件数とその投棄量（環境省調べ）



* H5 ～ 7 年度のデータは、この 3 年間の平均値を示している。

図 3-13 政令市を除く県下の不法処理の通報件数の推移



注 政令市：神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市（但し、西宮市は平成 12 年度から。）